

技能講習
特別教育・その他の教育

単独修了証再交付(書替)申込書

写真ライカ版
(3.0cm×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
を添付のこと

1枚

フリガナ		旧姓・通称 併記希望の有無	フリガナ	
氏名		有・無	旧姓・通称 併記希望者のみ	
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女	
現住所	(電話 - -)			郵便番号
				〒 -
再交付(書替)を 申請する修了証 の種類	修了証の種類	交付年月日	修了証番号	申請理由
				紛失・盗難・焼失・損傷 氏名変更 その他()
				紛失・盗難・焼失・損傷 氏名変更 その他()
				紛失・盗難・焼失・損傷 氏名変更 その他()
				紛失・盗難・焼失・損傷 氏名変更 その他()
申請理由を 詳しくご記入 下さい				

旧修了証が見つかった場合には、旧修了証を直ちに返納いたします。

年 月 日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

申込者 (受講者本人)	
----------------	--

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に楷書で記入して下さい。
 なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この事業以外では一切使用いたしません。
- 再交付(書替)の理由欄中の該当するものを○で囲み、状況を記入すること。
 - 本人確認書類(自動車免許証、健康保険証、パスポート等の写し)、返信用封筒(404円分の切手貼付)を添えて提出のこと。修了証へ旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
 - 修了証の形の残っているものはその現物を添付すること。
 - 氏名変更があった場合は戸籍抄本を、生年月日の訂正があった場合は住民票(氏名変更と同時申請の場合は不要)を添付すること。
 - 6ヶ月以内に撮影した写真(3.0cm×2.5cm)を1枚添付する(貼り付けない)こと。
 - 写真の裏面に氏名を書くこと。

単独修了証再交付（書替）手続きについて

当支部交付の技能講習修了証、特別・その他の教育修了証の再交付（書替）をお受けになるには、下記の手続きをして、**最寄の分会**または当支部にご提出下さい。**※ 必ず、当支部交付のものか、事前に電話確認(ご本人様に限る)して下さい。**

お急ぎの方は、**必ず事前に電話連絡の上**、当支部へお越し下さい。

支部窓口受付時間 8:30 ~ 14:00

必要書類		ご説明
共通	再交付(書替) 申込書	必要事項を記入、捺印して下さい。 特に修了証番号、交付年月日の記入がない場合、再交付できないこともありますので、よく調べ記入漏れのないようにして下さい。
	本人確認書類	申込者本人であることが確認できる自動車免許証、健康保険証、パスポート等のいずれかの写し ※修了証へ旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面
	証明写真	<u>申込書分1枚</u> ライカ版(3.0×2.5 cm) 6ヶ月以内撮影、無帽 正面、上3分身、無背景 ※ デジタルカメラ等による普通紙印刷のものは不可 ※ 前髪やサングラス等で目が隠れたものは不可
	切手を貼った返信用封筒 ※支部で即日交付する場合は不要	修了証を簡易書留にて送付いたします。 <u>住所、宛名を記入し簡易書留404円分の切手を貼ったもの</u> をご用意下さい。複数の発行時にはこれに超過郵送料分を加算して下さい。
	発行手数料	<u>1件につき 2,000円</u> ※ 支部へ直接郵送にてお申込の場合、下記へお振込み下さい。 (送金手数料は申請者のご負担になります。) お振込先 西京銀行山口支店 口座番号 普通 0284038 氏名 建設業労働災害防止協会山口県支部
書替	旧修了証	紛失による再発行以外の場合全て。破損した破片でも
	戸籍抄本原本 (コピー不可)	・養子縁組等により氏名が変わった場合 ・受講申請時に氏名が間違っていた場合 ※ 日本国籍でない場合は、外国人登録証の原票記載事項証明書(コピー不可) ※ 同時に複数申請の場合は、1枚のみ添付
	住民票原本 (コピー不可)	・受講申請時生年月日が間違っていた場合 ※ 氏名変更と同時申請の場合は不要 ※ 日本国籍でない場合は、外国人登録証の原票記載事項証明書(コピー不可) ※ 同時に複数申請の場合は、1枚のみ添付

建設業労働災害防止協会山口県支部
〒753-0074
山口市中央4丁目5-16
山口県商工会館4階
TEL 083-924-3743